

平成24年成人式

~はたちのちかい~

新成人の門出を祝う平成24年御浜町成人式が1月2日中央公民館で挙行されました。 本年度の成人式対象者は99名(尾呂志中卒3名、阿田和中卒32名、御浜中卒57名、くろしお学園1名、 管外の中学校卒6名)。このうち77名が出席しました。

新成人になって、これからの抱負は?



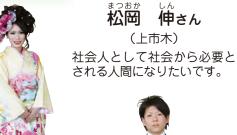
水口 舞さん (片川) 社会人として自覚と責任を 持っていきたいです。

広沢 直紀さん (阿田和)

責任を持って行動できる 大人になれるように心が けます。



宇城、麻実さん (下市木) 社会人として責任が持てる





清水 ともみさん (志原) 自分の行動に責任が持てる ようになりたいです。

誓いの言葉 新成人代表 永田 智行

本日は、お忙しい中、私たち新成人の為にこのような盛大な成人式を開催していただき、心より感謝申し上げます。 本日、私たちは成人式という人生において大切な日を迎えました。この日を迎えることができたのは、家 族や先生方をはじめ、地域の皆様方に温かく見守っていただいたおかげだと思っております。

逆風が吹き荒れる現在の社会情勢ではありますが、本日、町長様をはじめ、ご来賓の皆様から頂きました ご祝辞の一つ一つの言葉を心に刻み、一日でも早く社会の戦力となれるよう精進いたします。

これまで御浜町の皆様に育てていただいたことに感謝し、これから先、辛いことや苦しいことがあっても、 強い気持ちで乗り越えていきたいと思います。

以上、皆様方への感謝の気持ちと、成人式を迎えるにあたっての新たな決意を申し上げまして、簡単では ございますが、「誓いの言葉」とさせていただきます。







鳥獣被害はみんなで対策しよう!

~人まかせでは解決しない鳥獣被害~

町では猟友会や地域の獣害対策グループ等の尽力で毎年200頭近くのイノシシやサル等の農作物に被害を与える野生鳥獣が駆除されています。それでも被害がなくならないのは、それ以上に野生鳥獣が増えているからです。

なぜ野生動物が増えるのかを考えたときに、野生動物は環境が良ければそれだけで増える、という考え方が一般的です。例えば、ある地域で農作物に被害を与える野生鳥獣を9割近く駆除しても、エサになるものが豊富な環境があれば、繁殖したり、他の地域から押しかけたりで、すぐに元の数に戻ってしまうことが研究成果として発表されています。

野生動物を駆除するのと同時に、集落内の追い払いや、野生動物のエサとなるもの(ひこばえ等の二番穂や、切り落としてその場に放置した摘果みかん)を無くす取り組みが野生鳥獣を減らし、効果的な獣害防止につながります。



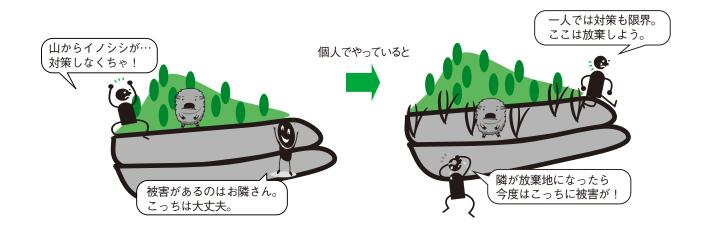
"ハンターによる駆除"と "農家、集落のエサ場の排除"

"合わせ技"で野生鳥獣を減らして 鳥獣被害の軽減を目指そう!



集落で取り組もう、獣害対策

~あなたの集落、こんなことになっていませんか?~



手遅れになる前に集落での取り組みを

獣害は被害を受けている方だけの問題と考えがちです。しかし、今は被害がなくても、それは別の誰かが被害を受けているだけかもしれません。

今被害が受けている方は、手遅れになる前に、周辺の農地の園主や、地域で相談してみてください。また、今被害がない方も他人の問題とは考えず、獣害対策は地域の問題という意識を持ち、周辺の方から相談があれば一緒に対策を考えてみてください。



集落での取り組み紹介

町内ではすでに集落単位で取り組んでいる集落があります。追い払いや駆除まで、地域の実情に合わせその取り組みは様々ですが、みんなで取り組むことで、確実な形となって成果があがっています。ここでは集落で取り組んでいる地区の実例を紹介します。これから取り組もうと考えている方は参考にしてみてください。

上野区の取り組み

~地域勉強会から、追い払い、捕獲までを総合的に~

上野区(浦中佳男区長)は地区内に設置した 獣害対策班を中心に、勉強会や啓蒙、追い払い や捕獲まで、総合的に取り組んでいます。

獣害対策座談会に専門家である井上雅央さんを招き、地域の獣害問題をみんなで話し合い共有しました。そして、尾呂志の文化祭では獣害対策班が相談ブースを開設、獣害対策資材を展示し、獣害対策のいろいろな質問に答えていました。

また、追い払いや捕獲も積極的に取り組んでいます。参加者に花火を配り、時間を決めて一斉に複数の方向から山の獣に向けて発射し、追い払いを行いました。捕獲についても獣害対策班を中心に狩猟免許を取得し、区民から協賛金を集め、檻を区で作成、設置し、捕獲を行いました。さらにくくり罠作りについても獣害対策班サブリーダーの仲進さんを講師に罠づくり講習会を行い、区内有資格者にくくり罠を普及させています。

浦中区長は「いろいろな対策に取り組み、獣 害の現状と対策を知ってもらうことで、区のみ んなの意識が変わってきた」と話しています。



上野区で行われた井上雅央さんとの座談会

山地区の取り組み

∼地区内での捕獲~

山地区(尾崎英夫区長)の呼びかけで区内数名が狩猟免許を取得、御浜町鳥獣害防止総合対策協議会より、設置に工具を必要としない組立て式の檻を借り上げ、地域で山地地区を荒らすイノシシの捕獲に挑戦しました。

グループ内の中山誠二郎さんが夜間にイノシシの動きを自動撮影できる暗視カメラを設置、イノシシの動きを研究し、15m離れた場所から根気よくイノシシを檻におびきよせ12月に初捕獲に成功しました。

その後も別の場所に檻を設置し2度目の捕獲に成功。また、1月には役場での講習で作ったくくり罠での捕獲にも成功するなど、区内での捕獲は確かな成果につながっております。



夜間、畑を荒らすイノシシ(暗視カメラで撮影)



組み立て式檻で捕獲されたイノシシ

ハンターによる駆除も進んでいます 〜駆除と言えばもちるん猟友会も活躍中です〜

150kgを超える 超大物イノシシの駆除に成功

このイノシシは黒岩付近(下市木)の農地を 荒らし、付近の農家が頭を痛めていました。今 回、農家の情報と依頼を受け、猟友会市木・神 志山分会に所属する城内隆夫さん、笹之内悌二 さん、﨑久保勇二さん、丸山恒男さん、清水孝 祐さんらのベテランハンターチームでイノシシ を追い詰め、仕留めることに成功しました。チー ムのみなさんは「これほどの大物を仕留めたの は久々だ。」と語っていました。



超大物イノシシを捕獲した猟友会市木・神志山分会のみなさん

新人ハンターも大活躍

昨年、狩猟免許を取得し、新しく猟友会の阿田和分会に所属した下平殖正さんがイノシシの捕獲に成功しました。10月に役場で行われた講習で作ったくくり罠を使い、阿田和分会長井本保一さんの指導を受け、罠を仕掛け、初成果となりました。下平さんは「一緒に免許を取得した友達二人と誰が最初に成果をあげるか競争していたが、僕が一番だった」とにっこり。



初めてイノシシの捕獲に成功した猟友会阿田和分会の下平殖正さん(写真左)

町でみかけた「猿落くん」~個人で取り組む柵作り~

オレンジロード沿い、寺谷公園の上市木集落側の園地で、猿による獣害を防ぐため、新しく「猿落くん」が設置されていました。この園地の園主である向井とし子さんに聞いたところ「広報みはまを見て設置した」と話していました。今のところ設置後、被害は無くなったとのことです。これから猿落くんの設置を考えている方はこの園地を参考にしてみてはいかがでしょうか?





寺谷公園付近の園地に設置された猿落くん

大規模園地は園主全員で対策に取り組みます

~鳥獣被害緊急総合対策防護柵自力設置事業の追加実施が決定しました!~

農林水産省では今年度、鳥獣被害の緊急対策として全国で約100億円の予算が組まれました。当初、 御浜町は8団地、1億800万円の採択を受けましたが、防護柵の設置を希望する団地はまだまだ多 く、国や県に要望を続けた結果、今回新たに10団地、9,400万円の採択を受けることができました。 この予算を使い、今年度は町内の多くの大規模団地が防護柵の設置に取り組みます。

そもそも防護柵自力設置事業って どんな事業なの?

町が推進する「獣害対策は集落ぐるみで」の 実施が難しい、周辺に集落のない大規模開発団 地を対象とした事業です。

入植した園主の方々が組合を作り、防護柵資材の支給を受け、組合員全員が力を合わせて設置し、その後も協同で防護柵を管理、獣害対策に取り組みます。



団地の獣害対策のため、防護柵を設置する園主のみなさん

どうして防護柵が設置されるの?

集落に近い場所であるなら、集落ぐるみの追い払いなどで対応できますが、周辺に集落のない山間部の大規模開発農地は追い払いも難しいことから、野生動物のエサ場になりやすくなります。

今回の事業を使い、山間部の大規模開発農地に<u>エサ場を減らすことが、エサ場となることを</u>防ぐことで町全体の農作物に被害を与える野生動物の数が減ることが期待されています。

†問い合わせ先† 産業建設課産業振興係(担当 前 豆)

23 - 0517

どうして防護柵が設置されるの?



当初分	47.3km			
野田ノ谷団地	4.3km	清水平団地	5.9km	
かん保団地	8.9km	中立団地	16.5km	
引作団地	$6.2 \mathrm{km}$	砂方団地	4.0km	
星山地区	$1.2 \mathrm{km}$	大立地区	0.3km	
追加実施分 4	42.7km			
ウハラ地区	1.7km	阿田和Ⅱ団地	1.7km	
新田団地	$6.2 \mathrm{km}$	葉広山団地	2.9km	
上市木団地	10.2km	西の久保地区	1.6km	
神木I団地	$2.5 \mathrm{km}$	神木Ⅱ団地	$5.2 \mathrm{km}$	
大竹・杉ノ谷・かん保地区 3.6km				
志原団地(の	一部)	7.1km		

合計 18団地 90.0km

税の申告はお早めに



町県民税申告の申告期限は3月15日まで

今年も町県民税の申告時期が近づいてまいりました。みなさんから提出される申告書は町県民税だけでなく、国民健康保険税軽減や後期高齢者医療保険料の資料にもなる大切なものです。申告が必要な方は、申告期限(3月15日)までに必ず申告してください。

なお、申告書の用紙は1月下旬頃各戸に郵送いたします。また、役場職員が各地区を巡回して申告 受付をいたしますので、必要書類等をご持参の上、ぜひご来場ください。

申告が必要な人(確定申告をする人は、町県民税の申告は必要ありません)

- ●給与所得(パートやアルバイトを含む)とそれ以外の所得がある方、または2ヶ所以上から 給与を受けている方
- ●営業や農業、不動産所得、一時所得などがある方
- ●公的年金のみで、所得控除を受けたい方、または公的年金とそれ以外の収入がある方
- ●国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減を受けられる方
- ●所得課税証明等の交付を希望される方など

	14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 1	小田车当时日担
"三、"二、"	国民健康保険税等	VV + C = VV + C + C + C + C + C + C + C + C + C

日 程	受 付 場 所	時間
	栗須下地集会所	9:30~11:30
2月8日 (水)	引作公民館	$13:00 \sim 14:30$
	柿原公民館	$15:00 \sim 17:00$
9日(木)	中立コミュニティセンター	9:30~11:30
9 11 (기자)	栗須青年クラブ	$13:30 \sim 15:30$
10 日(金)	片川公民館	10:00 ~ 11:30
10 口(亚)	西原集会所	$13:30 \sim 15:30$
13 日(月)	阪本コミュニティセンター	9:30~11:30
19 日(八)	尾呂志公民館	$13:30 \sim 16:00$
14 日 (火)	阿田和上地集会所	9:30~11:30
14 日(八)	中央公民館	$13:30 \sim 16:00$
15 日(水)	上組クラブ	9:30~11:30
19 [1 (八八)	下市木公民館	$13:30 \sim 16:00$
16日 (木)	上市木公民館	9:30~11:30
10日(水)	志原公民館	$13:30 \sim 16:00$
17 日(金)	山地コミュニティセンター	9:30~11:30
11 口 (並)	神木公民館	$13:30 \sim 16:00$

所得税の申告期限は3月15日、消費税および地方消費税の申告期限は4月2日まで

申告期間中の確定申告会場は尾鷲市民文化会館(愛称:せぎやまホール 尾鷲市瀬木山町7-1)です。

【開設期間】2月13日(月)~3月15日(木)(土曜・日曜の開設はありません)

【開設時間】 $9:00 \sim 17:00$

※期間中、尾鷲税務署庁舎では、申告書等の作成指導は行っておりませんので、ご了承ください。 ※申告期限後に申告書を提出された場合には、無申告加算税や延滞税が課される場合があります ので、必ず期限までに申告してください。

所得税・消費税および地方消費税の申告相談を行います

所得税、消費税等の出張相談を尾鷲税務署員が実施します。必要書類等をご持参の上、ぜひご 来場ください。

月 日	相談受付会場	相 談 時 間
①2月8日 (水)	役場3階 くろしおホール 相談員:尾鷲税務署員	9:30 ~ 16:00
② 2 月20日 (月) ~27日 (月)	役場3階 くろしおホール 相談員:尾鷲税務署員	9:30 ~ 16:00

- ※①は還付申告の人を中心とした申告相談を受け付けますのでご利用ください。
- ※②は会場内で、9:30~12:00と13:00~16:00の間、税理士による無料相談も開催します。
- ●申告会場では、パソコンを使用した相談を中心に行います。また、電子証明書を格納した住基 カードをお持ちの方は電子申告(e - Tax)をぜひご利用ください。申告会場では、職員 が申告書送信のお手伝いも致します。
- ●国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)の確定申告書等作成コーナーでも、確定申告書 の作成ができます。なお、確定申告書は郵送でも提出できます。

登記名義の変更手続きをお願いします

土地や家屋の固定資産税は毎年1月1日 現在の登記名義人に課税されます。登記名義 人が故人名義のままになっている場合は法務 局にて所有権移転の手続をお願いします。

なお1月1日以前に登記名義人が死亡し ている場合で、所有権移転の登記手続が済ん でいない場合、固定資産税は相続人全員の共 有物として課税されますので、「共有物代表 者指定届(相続用)」を2月末日までに税務 住民課税務係へ提出してください。

僧却資産の申告をお忘れなく

償却資産の申告期限は、1月31日です。

償却資産を所有している事業者で、まだ申 告を済まされていない場合は、すみやかに申 告をお願いします。

詳しくは、広報1月号または町ホームペー ジをご覧ください。

†問い合わせ先†

税務住民課税務係 ☎3-0510

- ・町県民税に関すること(担当 下 博昌)
- ・償却資産に関すること(担当 櫨山慎也)

・登記名義の変更手続きに関すること(担当 仮谷 智、櫨山慎也)



お気軽にお問い合わせください。

・所得税、消費税に関すること 尾鷲税務署個人課税部門 ☎0597-22-222 (自動音声でご案内していますので、質問の内容により番号を選択してください。)

大地震発生時の ・ 子測最大津波高が公表されました

三重県は、これまでマグニチュード8.7で想定していた、東海・東南海・南海地震(三連動地震)により発生する津波について、東日本大震災と同等規模の地震を想定した場合の津波浸水予測地域を10月3日に公表(広報みはま11月号に掲載)しましたが、今回、新たに県内沿岸152地点の最大津波高を12月22日に公表しました。御浜町内の5地点と近隣4地点(参考)は、以下の表のとおりです。

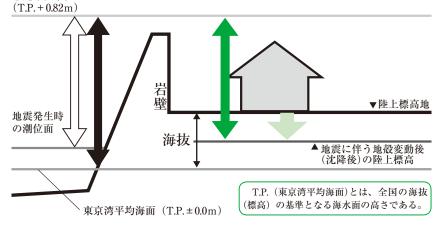
	三重県津波浸水予測(M9.0)		
地点名	最大津波到達までに 要する時間	最大津波高	
御浜町志原[志原川河口付近海岸]	* 32分	13.65 m	
御浜町下市木(浜)[北嶋モータース様前海岸]	12分	12.77 m	
御浜町下市木 [市木川河口付近海岸]	12分	12.48 m	
御浜町役場[役場前海岸]	12分	12.92 m	
御浜町阿田和 [尾呂志川河口付近海岸]	12分	12.64 m	
熊野市二木島町	13分	19.16 m	
熊野市井戸町 (松原)	13分	14.32 m	
紀宝町井田	12分	12.46 m	
紀宝町鵜殿港	12分	10.09 m	

※ 志原の「32分」は、 最大津波到達時間で あり、近隣の状況か ら12分頃にも同じ 規模の津波が到達す ることが予測される。 同様に、他の地点に おいても、32分頃に 同じ規模の津波が到 達することが予測される。

国道42号の海抜

地点名	海抜
神志山バス停止付近(志原)	12.8 m
旧緑橋新宮側道路 (下市木)	8.7 m
阿田和バス停付近(阿田和)	11.8 m

津波浸水予測による 想定津波水位



▲ 今回三重県が公表する沿岸 評価点の津波高(満潮を考 慮)[今回公表された最大 津波高がこれです。]

津波浸水深:(沈降後の) 地盤高さから想定される津 波水位までの高さ [広報11 月号に掲載した津波浸水深 がこれです。]

気象庁が津波警報等で 発表する津波の高さ

> 地震発生に伴う地殻変動量 (沈降)

三重県による新しい津波の浸水予測について詳しくは、三重県HPの「防災みえ」

http://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSAI/tsunami/top.htm をご覧ください。

今後、県の津波浸水予測の確定版が示された場合や国の津波浸水予測(来年度以降の予定)などが示されましたら、再度、みなさまにお知らせいたします。

†問い合わせ先† 総務課行政係(担当 端地正治) ☎3-0505

生ごみ処理機・処理容器を購入すると補助金があります

家庭から出る生ごみを減量するため、家庭用生ごみ処理機や処理容器 (コンポスト) を購入された 方は補助金が受けられます。

家庭でのごみ減量にご協力をお願いします。

【対象者】町内に居住している方

【種類と補助額】

種類	補助額	
家庭用電気式生ごみ処理機	購入額の1/2	
家庭用手動撹拌式生ごみ処理機	限度額30,000円	
家庭用生ごみ処理容器	購入額の1/2	
(コンポスト)	限度額 5,000円	



【申請方法】

領収書、印鑑、振込先のわかるものを持参して、生活環境課窓口で申請してください。

†問い合わせ先† 生活環境課環境係 (担当 橋村守裕)

た村守裕)**☎**3 - 0 5 3 1





20歳になったら国民年金

新成人のみなさん、おめでとうございます。

国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての 人は国民年金に加入し、国民年金の保険料を納 めることになります。

国民年金をはじめとする公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方の年金を負担するという「世代と世代の支え合い」が基本です。また、自身の老後の所得保障だけではなく、病気やケガで重い障害が残ったりしたときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートします。

【加入の手続き】学生や自営業などの第1号被保険者となる方は、お住まいの市町村役場で直接手続きをしてください。

サラリーマンや公務員の第2号被保険者の方 や、第2号被保険者に扶養されている配偶者の 第3号被保険者の方は、勤務先で加入手続きを 行います。 【納付方法】日本年金機構から送られる納付書で、 金融機関・郵便局・コンビニの窓口で納めていた だきます。

また、口座振替も利用でき、前納制度を利用すればお得な割引制度があります。1年前納をご希望の方は2月末までにお申し込みください。

【保険料の猶予・免除】収入等が無く保険料の支払いが困難な場合は「学生納付特例制度」(学生のみ)、「若年者納付猶予制度」(30歳未満)などの保険料免除制度があります。

この申請を行わないまま保険料が未納になっていると、「万が一」のときに障害年金が受け取れなくなる恐れがありますので、ご注意ください。

†問い合わせ先† 税務住民課保険年金係(担当 衛 菜緒) ☎3-0512

J情報 コーナー

平成24年経済センサス〜活動調査〜に ご協力をお願いします

平成24年経済センサス-活動調査は、すべての事業所及び企業を対象として、平成24年2月 1日を基準に実施されます。

対象となる事業所には、1月末までに調査員が訪問し、調査票をお配りしています。

調査票の回収につきましては、2月1日以降 に調査員が再度お伺いしますので、調査の実施 にご理解いただき、調査票の記入、提出をお願 いいたします。

†問い合わせ先† 総務課企画財政係(担当 阪口和美)

23 - 0505

生ごみ減量化実証モニター募集!

生ごみを家庭で処理するダンボールコンポストと密閉式容器(EMバケツ)の効果を実際に検証していただくモニターを募集します。

【募集人数】各10名

※応募者多数の場合は、当方で選考します。 【内容】どちらかの方法で2~3ヶ月間、生ごみ を家庭で処理していただき、簡単なアンケート にお答えいただきます。

なお、資材等は、町が用意します。

【応募期限】2月24日(金)

†問い合わせ先† 生活環境課環境係(担当 橋村守裕)

23 - 0531

三重県の最低賃金が改正されました

「三重県最低賃金は」、平成23年10月1日から時間額717円に改正されました。この最低賃金は、原則、年齢・雇用形態(パート・アルバイト等)を問わず、三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

また、特定の産業(7業種)に該当する事業場で働く労働者には、「特定(産業別)最低賃金」が適用されますので、詳しくは三重労働局賃金室又は最寄の労働基準監督署までお問い合わせください。

†問い合わせ先†

三重労働局賃金室

2 0 5 9 - 2 2 6 - 2 1 0 8

住宅用火災警報器の設置は義務化されています

みなさんは住宅の寝室及び寝室がある階の階 段に火災警報器を設置していますか。

平成20年6月には既存住宅への火災警報器 の設置が義務化されています。

現在、未設置であることに対する罰則はありませんが、火災からみなさんの家族やご自身の命を守るために、必ず設置していただきますようお願いします。

また、すでに設置している方も、適正に設置されているか今一度確認していただきますようお願いします。

【天井に設置する場合】

壁又ははりから0.6m以上離れた位置に設置。



ワーク・ライフ・バランスのすすめ

三重県労働局はワーク・ライフ・バランスを 進めています。

労働時間が健康や生活に配慮したものになること。また、少子高齢化等に対応するためにも、仕事と生活の調和を推進していくことは重要です。

仕事と生活の調和については、労使で協議・協力するだけでなく、家庭や地域でもワーク・ライフ・バランスの取組みを進めていきましょう。

「働き方改革!みえ」の6つの提言

- 1. 職場内での話し合いの場を持ちましょう。
- 2. 所定外労働時間の削減を進めましょう。
- 3. 年次有給休暇の取得を促進しましょう。
- 4. 休日を効果的に活用しましょう。
- 5. 育児・介護休業等を取得しやすい環境を整備しましょう。
- 6. 家族で過ごす時間を持ちましょう。

†問い合わせ先†

三重県労働局企画室

2 0 5 9 - 2 2 6 - 2 1 1 0

「東紀州ご当地グルメ大会」のお知らせ

東紀州地域の大人気グルメ(マンボウの串焼き、熊野地鶏の串焼き、さんま寿司、めはり寿司など)を集め、地域の魅力を紹介します。また、当日は三重県を代表するご当地グルメが出展し、大会を応援します。

ぜひ、会場に足を運んでいただき東紀州のグルメをご堪能ください。

【日時】2月11日 (土) 10:00~16:00

【場所】熊野古道センター芝生広場(尾鷲市)

†問い合わせ先†

東紀州地域観光圏協議会

2 0 5 9 7 - 2 3 - 3 4 0 8

自動車等の検査登録は早めの手続きを

週末・月末は、登録申請手続きや相談等が集中し、窓口が混雑します。

特に、年度末の3月は大変混雑しますので、 早めの手続きをお願いします。

なお、自動車の登録等、自動車税等に関する 手続きについては、それぞれの担当までお問い 合わせください。

【申請・届出関係】

- ・普通自動車、250ccを超えるオートバイに関すること
- 三重運輸支局 ☎050-5540-2055
- ・軽自動車に関すること

軽自動車検査協会三重事務所

- **2** 0 5 9 2 3 4 8 4 3 1
- ・125ccを超え250cc以下のオートバイに関す ること
- 三重県軽自動車協会
- 20059 234 8611
- ・125cc以下のオートバイ

住所地の市役所、役場

【税金関係】

- ・自動車税、自動車取得税に関すること
- 三重県自動車税事務所
- **2** 0 5 9 2 2 3 5 0 4 2
- ・軽自動車税(251ccを超えるオートバイを含む)
- 三重県自動車税等事務共同処理協議会
- **2** 0 5 9 2 3 4 7 0 7 6
- †問い合わせ先†
- 三重運輸支局登録担当
- 20050 5540 2055

無料遺言公証法律相談のお知らせ

【日時】2月19日(日)9:00~17:00

3月18日(日)9:00~17:00

【場所】新宮公証役場

【内容】遺言、相続、任意後見、離婚問題、土地 建物の賃貸借、金銭の貸借、債務弁済、売買、 贈与、その他の大切な契約、尊厳死宣言など

【相談員】公証人 中村 司

【予約】電話で予約してください。

相談はすべて無料で、秘密厳守です。

平日 (月~金) の相談もご利用ください。

†問い合わせ先†

新宫公証役場

新宮市緑ヶ丘2丁目1番31号(カマツカビル3階)

2 0 7 3 5 - 2 1 - 2 3 4 4



紀主警察署以一小派四句ス

サイバー犯罪等の被害に遭わないために

個人の財産やプライバシー、企業の営業秘密や顧 客情報を狙ったサイバー犯罪等が相次いでいます。

- そこで、サイバー犯罪等の被害に遭わないため、 ・パソコン等の情報端末のウイルス対策ソフトを 導入する
- 面識のない送信者や怪しげな件名のメールは開 かず削除する
- I D・パスワードをしっかり管理し、同じパス ワードの使い回しをしない など十分注意しましょう。

被害にあった時は、警察に相談・届出をしましょう。

†問い合わせ先†

紀宝警察署 20735-33-0110

紀南医師会応急診療所のお知らせ

【開設日】日曜日・祝日

【場所】熊野市ふれあいセンター内

【時間】9:00~12:00、13:00~17:00

2 0 5 9 7 - 8 8 - 1 0 0 1



†問い合わせ先†

紀南医師会 ☎0597-89-5558



対策室だより



だいだい

みなさんこんにちは。1年間で最も寒い時期となり、冷害や干ばつの対策が必要です。温州みかん では客土や土壌改良材の施肥など今年の収穫に向けての下準備作業が続きます。中晩柑類では貯蔵甘 夏の収穫も終わり、ハウスせとかやはるみの収穫も間近です。



農業経営の法人化をすすめています

私たちの産地は、経済不況、生産流通コスト の高騰、昨年の台風12号の影響による減収など 非常に苦しい状況となっています。町では打開 策の1つとして、法人化を目指すみなさんを支 援しています。「加工や販売など経営を多角化 したい。」「仲間と力を合わせて農地を守りた い。」などこれからの農業に展望をもつ農家に 活用していただきたい制度です。

助成の種類	金額		
法人の設立に必要な経費の助成	農業法人の設立に必要な経費の 1 / 2 以内、150,000 円を上限 として助成します。		
新規雇用への助成	賃金の1/2以内、1人当たり月額50,000円を上限として6ヶ間助成します。		
農地の利用集積への助成	農業法人に、新たに農地の利用権及び所有権の移転が行われた場合、20,000円/10aを助成します。助成金の交付は1回限りとし、町内の農地を対象にしています。		



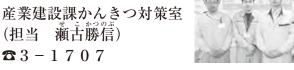
新たな担い手を迎えるために

農地を探しています

今、御浜町の農家の中には高齢化とともに田 畑を貸したり、売ったりして面積を小さくした いと考えている方がいます。また一方では、息 子が跡継ぎとなった、新たに農業を始めたい、 農業法人を設立・経営しているので田畑を借り たい、買いたい方がいます。町では農地銀行制 度を使い土地の貸借や売買を手助けしています。 町内の農地も年々減少しており、それに伴って みかんの生産量も減っています。

いいみかんが採れる畑を荒らしてしまわず に、経営規模を大きくしたい農家や農業法人に 託してみてはいかがでしょうか。畑の管理で 困っている方はご連絡くださいますようお願い します。

†問い合わせ先† 産業建設課かんきつ対策室 (担当 瀬古勝信)



住宅を探しています

新たな担い手を迎えるには農地と共に住宅が 必要です。地元出身者であれば親族などから情 報を得ることができますが、他の地域から農業 を始めるため御浜町に来られる方は情報を得る ことが困難な状況です。そのような方のために 農機具などを入れる倉庫付きの1軒家を探して います。

空き家自体はあるのですが、家が傷んで住む ことができない、家主の事情で借りることがで きない・買えない場合があります。

町の基幹産業である農業を活性化させるため にも、新規就農者向けの空き家情報をお知らせ ください。

みなさんのご協力をお願いします。



町長だより No.49



正月が済んで

みなさん、こんにちは。今年、御浜 町では99人の成人が誕生しました。目 出たいことです。お一人、お一人の将 来に幸あれと願わずにはいられません。

同時に、昨年、いや、今年に入ってからも、何人もの方が亡くなられています。それぞれの人生を生きられた方々のご冥福を祈り、またご家族の後々の平安をと思っております。

まず、判りきったことですが、行政 の仕事は言うまでもなく、住民サービ スという言葉で言うところのありとあ らゆることが含まれています。

この仕事をするためのおカネは、当 然、毎年の税金と、後に付け回す借金 です。

つまり、今は行政サービスを行うために税収をはるかに上回る支出を余儀なくされているのが現状です。

持続可能な社会であるために税と社会保障の一体改革ということが盛んに言われています。今に始まったことではありません。経済の素人でも分かることでありますが、そのために財政再建が必要であると。

財政再建の王道は、出るカネは削り、 入るカネは増やすことにある。これも 誰もが知っていることです。そして、 そのために必要な形は、不必要な出費 は削ると同時に、人と産業を育てるこ とによって入るカネを増やすことであ る、ということも分かっています。

ですが、この二つは、言うは易く行うのは難しいということも事実です。 なぜなら出るカネをけずるほうは、その恩恵を受けている人たち、いわゆる 既得権者側の大反対に合い、入るカネ を増やすほうも、個々人の収入が増え て税収増につながらなければならない わけですが、それも難しい。経済の世 界化、いわゆるグローバル化が一層強 くなっている現在、町内であれ、県内で あれ、国内であれ、景気が良くなると いうことは簡単なことではありません。

防災対策の充実に努めます

上記の現実を現実とした上で、今年 の御浜町の課題として防災対策の充実 があります。

あらためて、自助、共助、公助の考え方のもと、御浜町の防災対策を進めて行きたい。その具体的取り組みとして、みなさん全員がその構成員であります61の自主防災組織の活性化を図っていきたい。現在この自主防の取り組みには随分と温度差があるのも事実です。みずからの命を守るためにお互いが助け合う。

みなさんの一層のご理解、ご協力を お願い致します。



平成23年11月1日 ~30日届出分

▶市 木◀



▶阿色和《







端地 絆音^くん 素男^きん・亜規^きん

廃棄物の屋外焼却(野焼き)は禁止されています

廃棄物の屋外焼却(野焼き)は、大気中に有 害物質を発生させる原因の一つとして、法律で 禁止されています。

しめ縄や門松を燃やす行事、落ち葉たき、農業者が行なう稲わらの焼却等、例外となる場合もありますが、近隣住民への事前の声かけや風向きへの注意、完全に火が消えるまで焼却場所を離れないようにする等の配慮をしてください。

家庭からでるごみは、焼却せずに分別して、 収集日にごみステーションへ出してください。

また、ビニール・ゴム・プラスチック・油脂 類等は焼却しないでください。

野焼きを行なう場合は、事前に消防御浜分署 (☎2-4731) へ届出をお願いします。

†問い合わせ先† 生活環境課環境係(担当 橋村守裕)

23 - 0531

宇宙跳 年の瀬や 瀬世戸と 年の 松板 仮校 日向なた 日短が 時が 周書 青白き 白 囲り ね き 焼ゃ 香の 火鉢は るし iš 舎 幕和 菊 Ē Ø) 白う車座 千両対に 7 目 0) 冬満月 生きし証よ これぞー 仔細は 母のショウル 来し方行く末 母なぐさみし 郷 家黄落の は 話 田 で廊下に 平成二十四年二月号 頭 0) れて男が 知らせし 弹量 輪郭 めり 忘年会 深々と 知らず 日中 際立てり 始業べ 中に 煮だれ 賀状 けり 0) 大根買う 母 句にの 捨てがた 冬銀河 の声 至 灰は 在ぁ 福なり 波如 せて 御 次班 濱浦 佐野 杉目 谷口 浦 七海 小野は 前 西 出 湊 口 田 俳 笑涙 正已 黄溪 信 句 世 康 清 貞

1月1日現在の人の動き

人 口 9,507 人 (-22 人) 男 4,450 人 (-11 人) 女 5,057 人 (-11 人)

世帯数 4,319 戸 (一 3 戸)

あとがき

今年は、昨年に比べ暖かいお正月になったように感じます。

みなさんは、いかがお過ごしだったでしょうか。 私は、毎年のことですが年末年始で太っての 初出勤となってしまいました・・・

さて、今月の特集ですが、獣害対策です。 獣害対策は、個人ではなく地域(集落)や団 地単位で行わないと効果が得られないというこ とは、みなさんご存知のことだと思います。し かし、具体的にどのようなことから始めればい いかがわからない方もおられると思います。

今回の特集では、各地域(集落)の取組みも 紹介していますので、参考にしてみてはいかが でしょうか。

次に、防災についてです。

平成23年11月号で津波浸水予測地域が公表された記事を掲載しましたが、今回は12月に公表された予測最大津波高を掲載しました。

これまでのものから大幅に変更されています。 自宅や会社などにいる場合に、どのように行動 するのか、再度確認していただきたいと思います。

(総務課 行政係 和田康高)

- ■■…ごみ関係(生活環境課 ☎3-0531)
- ■・・・健康づくり係関係(健康福祉課 ☎3-0511)
- …みはまスポーツクラブ関係(事務局 ☎090-2060-3151)

※ゴルフ教室以外の屋外種目は、雨天時中止(不明な場合は、お問い合わせください。) ※ソフトテニス教室は、夜間の天候により中止(不明な場合は、お問い合わせください。)



	_		_		
1		ありんこ広場 9:30~11:30 福祉健康センター ソフトテニス教室 19:00~21:00 阿田和小学校 ゴルフ教室 19:00~21:00 ダイヤモンドヒル	16	木	1歳6か月児健診(個別通知) 福祉健康センター 貯筋体操教室 神木老人憩いの家 卓球教室 19:00~21:00 阿田和中学校 サッカー教室 19:00~20:30 御浜中グラウンド
2		紙、衣類等資源収集日 (阿田和・尾呂志地区) 貯筋体操教室 神木老人憩いの家 卓球教室 19:00~21:00 阿田和中学校	17	金	ちょっと気になる子ども相談(予約制) 役場 子どもの広場(自主活動) 9:30~11:30 福祉健康センター 太極拳教室 19:00~20:30 志原公民館
3	金	子どもの広場 9:30~11:30 福祉健康センター 太極拳教室 19:00~20:30 志原公民館	18	±	ゴルフ教室 9:00~12:00 清掃センター
4	±	ゴルフ教室 9:00~12:00 清掃センター	19	日	資源持込日 8:00~12:00 役場
5	日	各種がん検診 8:00~14:00 志原公民館	20	月	バレーボール教室 17:30~19:00 体育センター サッカー教室 19:00~20:30 御浜中グラウンド
6	月	バレーボール教室 17:30~19:00 体育センター サッカー教室 19:00~20:30 御浜中グラウンド			ビン類資源・ペットボトル・トレー資源、ビン類ごみ 収集日(阿田和・尾呂志地区)
7	VI.	金物資源、金物・プラスチックごみ収集日 (阿田和・尾呂志地区) 貯筋体操教室 山地コミュニティセンター・福祉健康センター	21	火	多重債務者相談(予約制) 10:00~12:00 役場3階会議室 貯筋体操教室 山地コミュニティセンター・福祉健康センター 卓球教室(中学生・一般) 19:00~21:00 阿田和中学校
	^	お口と体のパワーアップ教室 13:30~15:00 中央公民館 卓球教室(中学生・一般) 19:00~21:00 阿田和中学校	22	水	糖尿病予防講演会 14:00~15:30 くろしおホール
8	水	年金相談 10:00~14:00 役場1階会議室 ソフトテニス教室 19:00~21:00 阿田和小学校		٧,٠	コルフ教室 19:00~21:00 みはまGG バレエ・エクササイズサークル 10:00~11:30 中央公民館
9		ゴルフ教室 19:00~21:00 みはまGG 紙、衣類等資源収集日(市木・神志山地区) 貯筋体操教室 阿田和養真荘・上市木公民館	23	木	粗大ごみ収集日 7:00~15:00 4か月児・10か月児健診(個別通知) 熊野市保健福祉センター 貯筋体操教室 阿田和養真荘・引作集会所 卓球教室 19:00~21:00 阿田和中学校
		卓球教室 19:00~21:00 阿田和中学校	24	金	太極拳教室 19:00~20:30 志原公民館
10		子育で相談 9:30~11:30 福祉健康センター 子どもの広場(自主活動) 9:30~11:30 福祉健康センター	25	±	ゴルフ教室 9:00~12:00 清掃センター
11	+	太極拳教室 19:00~20:30 志原公民館 ゴルフ教室 9:00~12:00 清掃センター	26	日	資源持込日 8:00~12:00 リサイクルセンター
12		- 1777 - 3.00 12.00 /月jiji ピング	27	月	バレーボール教室 17:30~19:00 体育センター サッカー教室 19:00~20:30 御浜中グラウンド
		うんどう教室(自主活動) 10:00~11:30 福祉健康センター			ビン類資源・ペットボトル・トレー資源、ビン類ごみ
13	月	バレーボール教室 17:30~19:00 体育センター	28	火	収集日(市木·神志山地区) 貯筋体操教室 中立集会所·志原東平見集会所
		金物資源、金物・プラスチックごみ収集日 (市木・神志山地区)			卓球教室(中学生・一般) 19:00~21:00 阿田和中学校 からだ改善教室(予約制) 9:30~13:00 福祉健康センター
14	火	貯筋体操教室 中立集会所・尾呂志寿楽荘 ステップアップ糖尿病教室(予約制) 9:30~13:00 福祉健康センター	29	水	ソフトテニス教室 19:00~21:00 阿田和小学校
	卓球教室(中学生・一般) 19:00~21:00 阿田和中学校		2月の納税期限		
15		行政・人権・心配ごと相談 9:00~12:00 役場1階会議室 ソフトテニス教室 19:00~21:00 阿田和小学校	● 体 #D = 体 才 E 中 /D		●国民健康保険税 第6期●後期高齢者医療保険料 第8期
15	小	ゴルフ教室 19:00~21:00 ダイヤモンドヒル バレエ・エクササイズサークル 10:00~11:30 中央公民館		納期限 2月29日(水) ※納税は便利で確実な口座振替をどうぞご利用ください。	

みて見てみばま 6









御浜町消防出初式 1/5



小型ポンプ操法を行う神志山分団団員



小型ポンプ操法を行う神志山分団団員

1月5日に阿田和小学校グラウンドで新春 恒例の御浜町消防出初式が行われました。

出初式には町内4分団から102名の消防団員 が集まり、崎久保文隆団長の指揮のもと、通 常点検では統率のとれた行動をとり、小型ポ ンプ操法では、息のあった行動をとっていま した。

